

議案第 4 2 号

木津川市地域連携保全活動協議会条例の一部改正について

木津川市地域連携保全活動協議会条例（平成 2 5 年木津川市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 2 2 年法律第 7 2 号）」が廃止され、新たに「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 1 8 号）」が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市地域連携保全活動協議会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市地域連携保全活動協議会条例（平成25年木津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
木津川市 <u>連携増進活動協</u> <u>議会</u> 条例 （設置） 第1条 <u>関西文化学術研究都市（京都府</u> <u>域）の建設に関する計画において木津</u> <u>地区に位置付けられている木津北の第</u> <u>一種低層住居専用地域部分（以下「里</u> <u>山の維持再生ゾーン」という。）にお</u> <u>ける生物の多様性の増進のための活動</u> <u>を促進等するため、地域における生物</u> <u>の多様性の増進のための活動の促進等</u> <u>に関する法律（令和6年法律第18</u> <u>号。以下「法」という。）第13条第</u> <u>1項の規定に基づき、木津川市連携増</u> <u>進活動協議会（以下「協議会」とい</u> <u>う。）を設置する。</u> （所掌事項） 第2条 協議会は、次に掲げる事項につ	木津川市 <u>地域連携保全活</u> <u>動協議会</u> 条例 （設置） 第1条 <u>木津川市学研木津北・東地区土</u> <u>地利用計画に定める里山の維持再生ゾ</u> <u>ーン（以下「里山の維持再生ゾーン」</u> <u>という。）における生物の多様性を地</u> <u>域における多様な主体が有機的に連携</u> <u>して行うことを促進するため、地域に</u> <u>おける多様な主体の連携による生物の</u> <u>多様性の保全のための活動の促進等</u> <u>に関する法律（平成22年法律第72</u> <u>号。以下「法」という。）第5条第1</u> <u>項の規定に基づき、木津川市地域連携</u> <u>保全活動協議会（以下「協議会」とい</u> <u>う。）を設置する。</u> （所掌事項） 第2条 協議会は、次に掲げる事項につ

いて協議する。 (1) 法第11条に規定する<u>連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画</u>（以下「<u>連携増進活動実施計画</u>」という。）の作成に関する事項 (2) <u>連携増進活動実施計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) (略) (組織) 第3条 (略) 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。 (1) ・ (2) (略) (3) 法第28条第1項に規定する<u>地域生物多様性増進活動支援センター</u>としての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他市長が必要と認める者 (事務局) 第8条 (略) 2 事務局は、<u>連携増進活動実施計画</u>担当課に置く。 3 (略)	いて協議する。 (1) 法第4条に規定する<u>地域連携保全活動の促進に関する計画</u>（以下「<u>地域連携保全活動計画</u>」という。）の作成に関する事項 (2) <u>地域連携保全活動計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) (略) (組織) 第3条 (略) 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。 (1) ・ (2) (略) (3) 法第13条に規定する<u>地域連携保全活動支援センター</u>としての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他市長が必要と認める者 (事務局) 第8条 (略) 2 事務局は、<u>地域連携保全活動計画</u>担当課に置く。 3 (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。